

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系ポンプ(A)点検において、2段目インペラナット(1つ)にカジリによる固着が認められたため、当該ナットを交換。	GIII	
2	1号機	補機冷却海水系出口配管点検において、配管内面ライニング(ゴム内張り)に小さな穴、傷、及び剥がれ等の損傷(合計23箇所)が認められたため、当該部位を補修。	GIII	
3	1号機	中央制御室に設置されている漏えい検出系各所蒸気漏えい検出機器設置区域周囲温度記録計において、打点機構部分に変形が認められたため、当該部位を修理。(デジタル表示部にて温度指示値の監視は可能)	GIII	
4	2号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備冷却海水系熱交換器において、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備冷却系逃がし弁にシート部漏えいが認められたため、当該弁を点検。	GIII	
5	2号機	タンクベント処理系銀-アルミナフィルタ出口温度指示計において、指示不良(オーバスケール)が認められたため、当該計器を点検。	GIII	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)点検において、ポンプ軸固定用キーとキー溝(合計10ヶ所)にキー側の経年劣化により摩耗が生じ、緩みが認められたため、当該キーを交換。	GIII	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器A系制御用タイマーの点検において、タイマー(4台)に動作不良が認められたため、当該タイマーを交換。	GIII	